

明治心学と宗教行政

— 附、史料「心学社中教導職拝命一覽」 —

大倉精神文化研究所研究員
日本大学教育制度研究所助手

三宅守常

はじめに

- 一 教部省の心学許可
 - 二 神宮教会への所属
 - 三 大成教への所属
 - 四 大成教内における心学の立場と状況
おわりに
- 附、史料「心学社中教導職拝命一覽」

はじめに

享保年間、石田梅岩を祖とし、手島堵庵、中沢道二らの功によって急速に普及発展し、近世庶民の生活倫理に大きな役割りを果たした石門心学は、天保、幕末期にかけて教勢衰運の一途を辿り、明治維新以後は耳を傾けるものとして

少なく、消滅に近い状態を免れ得なかつた。したがつて、心学研究といへば当然のこととして江戸期に関するものが大半を占めている。事実、明治以後の心学について叙述したものはきわめて少なく、心学者個々の人物に関する二、三の断片的記述は散見されるが、まとまつた研究はほとんどないといつてよい状態である。

石川謙氏は『石門心学史の研究』において、明治以後の心学の活動について次のように簡潔に評している。

明治年代に入つて大成教に編せられて再興復活の機会が掴み得られるかに見えたが実を結ぶことが出来ず、同十六年になつて子爵谷干城等の發起によつて道話復興の企が立てられ、同四十一年には男爵高崎正風の首唱の下に教育勅語の御趣意を心学精神によつて解説するための一徳会が結成せられたが、これ等は何れも講舎の復興拡張を目指すものではなかつた。かくて講舎に関する限り、天保以後、絶望的な衰退の路を幕地に辿つたものと言へよう。⁽¹⁾

心学全体の推移としては事実そのとおりである。しかし、細々と、という表現がもつとも適當であらうが、今も現存する心学講舎によつてわずかにではあるが、心学の道統は受け継がれて命脈を保っているという事実も否定できない。もちろん、その活動はきわめて小規模であり、限られた人数内における自己の内省問題への沈潜という傾向が主であつて、幅広い社会教化活動にはとてもおよびないものである。その意味では明治以後の心学研究に、はたして価値があり得るのかという疑問もなくはない。

しかし、たとえば明治初年の宗教行政の激動期において心学がどのように処遇されたのか、という問題ひとつを調べても、たしかに大成教に編入はするものの、仔細にみてゆくと単にその一事をもつて片づけるわけにはゆかない状況が存したことがみえてくる。が従来この点についての指摘もまったくない。これは決して制度的変遷の解明だけにとどまらず、心学道話という伝統的教化方法の内容と実態、さらに祭祀や、かわりが深かつたといわれる禊教との関係、などの点についても言えることであつて、やはり、明確にした上での評価でなければならぬ。もちろん、心

学側の基本史料の欠如という事情もあって正確を期し得ない憾みは残るが、今後においても史料散佚の可能性がないとはいえない。

よって、明治心学史の研究という目標を設定し、これに光をあてるべく、その第一階梯として、先ずは明治初年の宗教行政の流れの中における心学の制度的変遷という外的側面、したがって東京主体にはなるが、現存史料を中心に、その変遷の状況や立場を素描的試論ながら出来得るかぎり詳細に叙述しようとするのが本稿の主題である。

一 教部省の心学許可

安永年間手島堵庵の命を受けた中沢道二は関東に下って心学布教を開始するが、その拠点となった心学講舎は寛政年間に建てた江戸の参前舎であった。以後参前舎の舎主は第二代植松自謙、第三代中沢道甫へと継承され、幕末期は第六代平野橋翁、維新後に第七代高橋好雪と続いてゆく。そして、この好雪が明治初年頃の政府の宗教行政、端的に言えば神祇行政と対峙することになるのである。

一方、明治初年の宗教行政は、周知のごとく二年七月の神祇官設置後、宣教使を置き、宣布大教詔によって大教宣布の運動を展開してゆくが、四年八月に神祇官は神祇省、五年三月には神祇省から教部省へと変化してゆく。そして、この教部省設置の時点までは、心学は神道・仏教相互の確執には無関係の存在として従来と変わるところがなかった。というより所管の役所がなかったということでもある。『参前舎年譜』⁽²⁾（以後、『年譜』と略称する）と題する史料によると、この間、明治二年八月には深川和倉に開成舎（参前舎第八代舎主熊谷東洲が建てた心学講舎、明治二十三年熊谷没後に廢舎）⁽³⁾を建て、同年四月には参前舎を修理した模様である。⁽⁴⁾

しかし、教部省を設置した新政府の意図は神仏合同組織で宗教者を中心に、職業的に教化的性格を帯びる者を動員して教化の任にあたらせ、国民教化運動を展開しようとしたところにあったわけで、その点からすれば、江戸期以来

特に心学道話を通して広く民衆に浸透していた心学は「三条ノ教則」、そして教導職制と続く一連の大教宣布の流れのなかに無関係で存立し得る筈はなかった。否、江戸期における民衆教化の実績の点からみれば恰好の存在でもあつたらう。こうして明治五年以後、否応無しに宗教行政の荒波に巻きこまれてゆくのである。

『年譜』中、明治五年の箇所には

此年五月教部省ノ設立アリ、同月五日、高橋好雪ヲ教部省ニ召シ教導職權訓導ニ補セラル⁽⁵⁾

とあり、明治五年五月五日、舎主高橋好雪は教導職となつた。おそらくこの頃であろうが、教部省要路と好雪による心学の今後の存続方法についての会談がおこなわれた。『石門三師事蹟略』⁽⁶⁾所収の「高橋好雪先生事蹟略」はその議論の応酬を次のように伝えている。少々長いが重要な一文なのでそのすべてを掲げる。

長官ノ召ニ因テ先生ソノ私邸ニ至ル、長官諭シテ曰ク、心学ノ衰頽寔ニ憫ムベシ、コレヨリ神道ノ教ヲ奉ジ、心学ノ心ノ字ヲ除キ、改メテ神学ト称シ、講話中ニ、子曰、孟子曰ノ語ヲ用キズ、仁義礼智信ノ軸ヲ取り去テ、正^二面ニ神前ヲ設ケ、神道ノ教ヲ布カバ、従来ノ衰頽ヲ一変シテ、其道ノ盛必ズ期スベシ、亦可ナラズヤト、先生謹^レデ対テ曰、吾ガ心学者流ハ、従来国典ノ一斑ヲモ窺ハズ、方今十余名アルモ、大抵ハ不学不文也、且心学ヲ事トシテ、素^{カゲナレテ} 贅スル者一人モ之レ無ク、各自ノ産業ヲ営ミ、基余力ヲ以テ、心ノ一事ヲ学ビ、感喜ノ余リ、僅ニ愚夫愚婦ニ対シテ、忠孝ノ道ヲ誘導スルノミ、何ゾ堂々タル神職ノ面々ト、並ビ立コトヲ得ベキヤ、希クハ前日ノ如ク、道話講説スルコトヲ御許シアラバ、社中一般ノ洪福之ニ過ルコトナシ、願クハ明怒ヲ賜ハレカシト、長官可カズ、前意ヲ取テ之ヲ説破ス其状其ダ嚴ナリ、是ニ於テ先生、形ヲ正フシ危坐シテ曰、抑心ノ字ヲ神ニ換ヘ仁義ノ軸ヲ神前ニ換ヘンコト、断ジテ貴命ニ応ズルコト態ハズ、名ヲ換ヘ榮ヲ求ルハ、天ヲ欺ク者ニアラズシテ何ゾ、我ガ衰ヲ捨テ他ノ榮ニ附クコト、端人正士ノ為ザル処ナリ、若シ之ヲシモ為サバ、世人將タ何ニトカ謂ハン、徒ラニ榮ヲ貪テ負信ノ人トナルコト、忍ビザル処ナリ、強テ貴命ニ随ハザルヲ得ザルニ於テハ、一同教職

ヲ返上シ、各自解散ノ外為ス処之レ無シト、謹デ直言ス、長官其奪フ可カラザルヲ知テ漸クニ面色ヲ和ゲテ談、余事ニ移ル、先生帰舎ノ後、教部省へ當テ建白セシ書アリ、文長ケレバ略ス、之レニ由テ長官等亦其主義ヲ言ハズ⁽⁷⁾

意味はこうである。心学の「心」字を「神」字に変更し、神道の教えを説けば時流に乗って昔時の隆盛も可能であると言うのに対し、従来心学者は神官僧侶のように、それによって生計を立てる宗教專業者ではなく、各自職業家職があり、あくまでその余力をもって忠孝人倫の道を道話講説するのが伝統であつて立場が異なる、と好雪は述べる。が長官なる人物はこれを不可としたので、好雪は名称を変えて隆盛を求めることは「天ヲ欺ク者」であつて、「断ジテ貴命ニ応ズルコト能ハズ」と答え、それが不可ならば心学者は教導職を返上して解散する以外に方途はないと主張したので、ようやく従前のとおりになつたといふのである。多少の潤飾はあろうが、おおよそこれに近い応酬がなされたことであろう。

かくて、『年譜』に

七代目高橋好雪舎主ノ節、明治五年八月廿二日更ニ教部省ノ許可ヲ得、引続キ教導ス⁽⁸⁾

とあるように、心学は教部省の許可を得て従前のとおりに活動し、教導の任にあたることになつたといふ。同日好雪は権中講義となつた⁽⁹⁾。

二 神官教会への所屬

しかし、その状態も数カ月にすぎず、教部省下の大教院開設前後の頃には心学単独での存在、そして活動などは、もはや許されない状況となつていた。すなわち、教法（宗教）は神仏二教である以上、組織統轄面からみても神道か仏教か、いずれかに属さねばならなかつたのである。『年譜』には次のようにある。

昔シヨリ以来、世人ノ思想ニ神儒仏ノ三道ヲ三教トモ呼ビナシテ何レモ教法ノ大切ナル者トシテ疑ヒヲ容レザリシナリ、然ルニ比度御一新革命ノ時至リ、儒道ハ別ニ文部省ヲ設立セラレテ教育ノ部分ニ位ヒシ、神ト仏トノ二教ヲ以テ、教法ノ部分ニ定メラレタリ、而シテ世間一切ノ教法ナルモノハ、スベテ神仏二教ニ管轄セラル、コトトハナリタリ、然レバ吾ガ心学モ何レニカ附属セザル可カラザルニタチイタレリ⁽¹⁰⁾。そして、心学は神仏二教のうち神道の部属に入ることになった。その事情について、当事者であつた好雪の語るころを『年譜』は左のごとく伝えている。

此際教部省長官ノ人、同省ニ好雪ヲ召レシトキ、親シク談話説諭セラレタルヲ聞クニ、長官曰、元來心学ハ心ノ学ビト称シテ、三道一致ノタテカタナレドモ、此度神仏混淆ヲ廢セラレタル以上ハ、何レニカ寄ラザレバナラヌワケナリ、其心学ニ於テハ、身分ハ儒者ナリト云フト雖モ、教法ヲ負担スレバ儒門ノ管轄ニアラズ、仏説ヲ講釈スルト雖モ、其身俗体肉食妻帯ナレバ、僧侶ニ附属スベキモノニモアラズ、依之、心学ヲシテ神道ノ部属トハナセルナリ、然レドモ講説教諭スル処ハ従前ノマ、ニテ不苦、相成丈ヶ神道ヲ奉ジテ教諭アルベシト、是レ好雪ノ伝語セルトコロニシテ、吾ガ心学ノ神道ニ附属セル所以ナリ⁽¹¹⁾。

また、「高橋好雪先生事蹟略」にもほぼ同様の記述がある。

大教正本莊宗秀殿。伊勢神宮ノ管長トシテ吾ガ心学ヲ其部属ニ列セラレ。先生ヲ召テ親ク言ヲ属シテ曰。今。教法ハ神仏二教ト定マルヲ以テ。其心学ヲシテ神道ニ属スト雖モ。元來心学ハ。三道ヲ以テ教示スルノ学風ニシテ。単二心^{ココロ}ノ学ビナリ。従前ノ学風ヲ以テ。十分ニ布教致サル可シト。此ニ於テ古先生ノ学風全ク存スルコトヲ得テ。一同安堵ノ思ヒヲ為セリ⁽¹²⁾。

こうして本莊宗秀の周旋により心学は神道の部属となり、講説教諭は従前のままとされ、「一同安堵ノ思ヒヲ為」したという。たしかに、心学存続の危機的状況下においての、神道の範疇、そして講説は従前のままとはいかがりにお

いては、一同安堵もそのとおりであつたかもしれない。しかし、好雪が直接に語つたところとする『年譜』には安堵なる表現はみあたらない。反対に「高橋好雪先生事蹟略」にはある。いずれも川尻宝岑という同一人物の手によるだけに、この点は注意しなければならない。宝岑は好雪の弟子であり、心学社中として当時においても重要な人物ではあつたが、心学の命運を決する舍主としての当事者ではなかつた。つまり、「事蹟略」は好雪没後の宝岑自身の表現なのである。一方、『年譜』は好雪直接の伝語として宝岑自身の意識混入の余地はない。そこで宝岑の経歴¹³をみると、宝岑は心学に入つてからは禪に傾斜するが、幕末期には井上正鉄の禪教に入つていて禪教の教師であつた経験をもつている。同時に、宝岑は明治以後、歌舞伎の脚本家としても著名であつて『万世薫梅田神垣』¹⁴という禪教の開祖井上正鉄を主人公とする脚本を書き、これは上演もされているが、その中に本莊宗秀も実名で登場するのである。その本莊宗秀は周知のごとく、もと丹後宮津藩主で維新後は明治六年一月神宮大宮司となり、自ら巡回布教して神宮の教化活動に尽力するが、同時に禪教の熱心な信者なのでもあつた。すなわち、この二人には神道禪教という共通点が存するのである。

これを案ずるに、本莊宗秀は昔時隣国である丹波出身の石田梅岩の心学が各地の領民教化に功があり、その道話講説に神道臭が濃厚であることを熟知した上で心学の存統を考え、神道の部属に入れたのではあるまいか。とすれば、宝岑が本莊宗秀の言と力によつて心学存統の方途を与えられたとして、のちに「安堵」なる表現を用いたとしても無理からぬところである。

しかし、当事者の好雪はその反対に神道とは無関係であつた。というより仏教、特に禪ときわめて近い関係にあつた。好雪は参前舎で修行するかたわら、鎌倉円覚寺の東海禪師、建長寺の願翁禪師（蕨、長徳寺）、信州諏訪の温泉和尚、武州立川の蘓山和尚、奥州松島瑞巖寺の由道和尚、美濃虎溪山の蓬州禪師などの鉄槌を受け、願翁の下で印可を受け、同門の山岡鉄舟とも親交があり、在俗の身で『碧巖録』を講じたほどの力量をもつた在家居士なのである。

當時、好雪が舎主として参前舎に入るにあたって「或人ノ曰。好雪子ガ彼処^{カク}ノ先生ト成タランニハ。定メテ参前舎ヲシテ。参前寺ト爲スナラント。社中ノ人之ヲ聞テ先生ニ告グ。先生微笑シテ曰。其レ然ラン。然レドモ我レハ参前屋ニトセズト¹⁴」という逸話があるほどの仏教的色彩が強かった人である。心学存続のため止むを得なかつたとはいへ、神道への所属という出来事は、好雪にとっては内心ころよからぬものがあつたであらうことは想像に難くないところである。「年譜」中、好雪の伝語とされる箇所に「安堵」なる言葉がないのも当然であらう。本来、石門心学は神儒仏三教の二法に偏せず一法も捨てず、とするのが建て前ではあるが、実際には至難のことであり、個々の心学者の素質や教養とによって、いずれかの傾向が強くならざるを得ないというのが現実の相であつた。心学とはいつても、心学者個々の心底においては必ずしも一枚岩ではないという側面がはしくも垣間見ることができると言うべきであらう。

ところで、本莊宗秀によつて「其部属ニ列セラレ」たとする部属とはいつた何を指すのか。もちろん神道ではあるが、具体的に神道中のどこに附属したのか。この点については「年譜」をはじめとする心学関係史料には何ら記載がなく、研究面においても従来まったく言つてよいほど語られていない。よつてこの点を明確にしておこう。

教部省に教導職が設置されると、伊勢神宮においては「神宮教会」なる組織を設け、大教宣布、「三条ノ教則」に基づき神宮高揚の教化運動を推進することになる。明治五年七月二十日には神宮少宮司少教正浦田長民は神宮教会開設届を教部省に提出し、伊勢地方を中心に説教所を設けていった。同時に、教導の人材養成のため神宮教院を設けてゆくが、この支部的機関として東京に出張所を設置し、信徒を結束させて神宮一教の下に従来からの各講社を収容してゆく方針をたてて開設願を教部省に提出した。

今般東京府下ニ於テ、神宮教会・愛国講社相開キ、且横浜大阪等人民輻輳之地へモ追々同社取組、教員巡回説教可^レ致候。右入社人名并結社条約別冊之通ニ候条、此段御伺申候也

明治六年一月

少教正 浦田長民印
中教正 本莊宗秀印
大教正 近衛 忠房

教部省御⁽¹⁵⁾中

こうして東京府において六年一月神宮教会を開設する。この当時は教導における区分が第一大区から第八大区まであり、神宮は第二大区と定められていたが、各区に従来からの伊勢講的講社などが転在するので、神宮に関しては特別に各区横断的に巡回教導することを許された。わかりやすく言えば、神宮教会は神道および神宮崇敬の要素を教義的に内包した東京府に存在する従来からの各講社をその傘下に組み込むことが可能になったということである。明治六年二月のことである。東西部代理管長から神宮大宮司になった本莊宗秀が心学參前舎舎主高橋好雪と会谈説諭して、自身の監督下に心学を收容したのはおそらくこの頃であつたかもしれない。

すなわち、先きの「其部属二列セラレ」とする部属とは、神道とはいっても具体的には「神宮教会」のことなのである。そして

黒住講社

吐普加美講社

心学講社

右三講社今般神宮教会附属ニ相成候ニ付而者爾後七級以下之試補申付方者区分ニ不拘、近衛大教正タルヘク、若
他へ出張之節者代理ヲ托ス人々可申事

明治六年三月四日議決⁽¹⁶⁾(長民以下)

とあるとおり、明治六年三月黒住講社・吐普加美講社（のちの禊教、これも吐普加美講の名称で明治五年八月二十二日、心学と同日に布教を許可されていた）と共に、神宮教会附属心学講社⁽¹⁷⁾となったのである。ただ、心学の神宮教会への附属がいつまで続いたかについては、心学側の明確な史料はない。教部省の公文書については未見であるが、かつて久保田収氏の論考「神宮教院と神宮奉齋会」には

なお、この年⁽¹⁷⁾二月、黒住講社・吐普加美講社・心学講社の三講社を神宮教会の附属と定められた。いづれもその中心に天照大神を奉載するところからこの決定をみたのであらうが、四月になつて、ともに大教院掌管に改められた。それぞれに講社成立の事情があるから、その自主性をみとめて直接大教院に所屬することとなつたのであらう。⁽¹⁸⁾

とある。氏の言われるごとくであるとすれば、心学の神宮教会附属の期間は、わずか一カ月間にすぎなかつたということになる。たしかに、附属とはいっても心学は三条教則を軸に従前どおりの講説を約束され、かつ六年八月には教部省番外達「大教院ノ教会大意認可ノ件」によつて、黒住・吐普加美・富士・御嶽・不動・観音・念仏・題目等の諸講が組織検査の上、「教会大意」により認可されているので、心学講社もこれらと同じく認可され、直接大教院掌管下に入ったとしても不思議ではない。しかし、諸講中に心学講社の名は見あたらず、その経緯は不明である。ただ教部省と神宮教会の關係については常世長胤が『神教組織物語』において

偕神宮ニ於テハ、昨五年神宮教会神風講社結成ノ官許ヲ得テ、教院ヲ興立シ、東京麴町ニ出張所ヲ設テ、別二教務ヲ取レリ、宮司ハ本莊宗秀ナリ、然レドモ大教院ニ加入シテ、広ク事ヲ行ハシメン事ヲ、本省頻ニ論達シテ、粗之ニ決セシム⁽¹⁹⁾

という事情があつたと記録している。

いずれにしても、心学のもつ性格からすれば神宮一教だけを布教高揚する組織よりも大教院所管に移行する方が自

然の流れであつたろうが、一時的、かつ名義上だけであつたにせよ、心学が伊勢神宮という特定神社傘下の講社であつたという事実は、阪本健一氏も「黒住講社、吐普加美講社、心学社が神宮教会附属となつていたことも注意されるべきであろう⁽²⁰⁾」と言うように、見逃してはならないこととしてここに指摘しておきたい。

三 大成教への所屬

朝令暮改の宗教行政の変化は激しく、明治八年真宗の大教院離脱、そして大教院廃止、続く信教自由の口達等の事情によつて明治十年二月教部省は廃止となり、内務省社寺局がこれを引き継ぐことになる。したがつて、心学の所管もそれまでの教部省から、今度は内務省社寺局に移向していった。もちろん、心学は神道教導職であつた關係上、大教院崩壊後は実際には神道事務局の指示下にあつたわけである。事実、参前舎第八代舎主熊谷東洲（七代高橋好雪は明治九年九月六日没⁽²¹⁾）は明治九年十月二十六日に神道事務局から心学社長を命ぜられているのである⁽²²⁾。

その頃から神道界では祭神論争がおこつて神道事務局も揺れ動き、結果的に神社と神道系講社は明治十五年の神官教導職分離によつてそれぞれの道を歩むことになり、神道系講社は順次独立して俗にいう教派神道十三派が成立してゆくわけである。一方、心学は教導布教の任を梅岩以来の伝統的使命とする以上、教導職の立場として、独立して単独布教するか、もしくは神道系教派のいづれかに属して心学の道統を維持して命脈を保持するか、この二つ以外に選択の余地はなかつた。しかし、当時の心学には単独で布教するだけの勢力はまったくなかつたので、結果は後者の道を進むことになるが、ここで登場するのが、平山省齋の神道大成教（この当時は本教大成教会）であつた。

周知のごとく、平山自身宗教的要素は本来希薄であり、その大成教会も天学、蓮門、淘宮、禊等の諸道を糾合して文字どおり大成しようとした講社主義的な、言わば寄合所帯的性格をもつていた。また、平山は一時井上正鉄の教えを学び、九年頃には神道事務局の指示で吐普加美講（九年に禊教と改称）を司督しているが、前述のごとく、維新後

心学は吐普加美講と同様の経緯をたどっていること、心学側にも元々禊教と関係深い人達がいてその教説には同質部分も有すること、⁽²³⁾そして、一時心学が属した神宮教会の教導区域（第二大区）に隣接する第一大区は平山の受け持ちで、さらに当時の立場からして心学の人々とも多少は面識があったと考えられること等々を思えば、平山は当時の心学の実情を充分知っていたことであろう。したがって、禊教と同様に心学も自身の大成教会へ組み込むことを考えても不思議ではない。

一方、心学の側（当時存したすべての心学講舎ではなく、東京における中心であった参前舎、ここでは、その舎主の熊谷東洲を指す）においても、大成教会に附属して心学の活路を見出してゆこうとする立場、すなわち、積極的な附属希望があったとする指摘もある。

東洲は、心学の最も衰頹したる明治初期より中期にかけて参前舎舎主と為り、心学復興のために畢生の努力を払った。そして当時大阪敦厚舎の舎主であった河井道美（長左衛門）、及び道美の指導を受けていた岐阜の亀山恭長等と結んで、大教正であった平山省齋被護の下に、大成教内に心学一派の独立を認可されるべく猛運動を行ひ、遂にその諒解を得るに至つたが、参前舎を以て全国の中心と為すべき希望を有していた、め、京都側、特に明倫舎の同意を得るに至らず失敗に終つた。⁽²⁴⁾

関西心学の中心に位し、江戸期においては手島堵庵直系の心学講舎として全国の心学講舎の総本山的存在であった京都明倫舎は心学の大成教会編入に否定的であつたようである。この点については後述するが、ともかく、『年譜』にあるように

此年平山省齋殿大成教ヲ設立シテ二月廿八日ヲ以テ九段富士見町ニ開講セラル、此時吾ガ心学ヲシテ大成教附属
二列セラル⁽²⁵⁾

となつたのである。時に明治十二年五月であつた。

ただし、附属はしたが、これも『年譜』に

然レドモ未ダ管長ノ名義アラザルヲ以テ拜命其外スベテ内務省社寺局ニテ管轄セラレ⁽²⁶⁾

とあるように、この時点では平山は管長職の名を得ていなかったため、任免など諸般の事務的側面においては心学は未だ内務省社寺局の所管するところであったのである。言わば、附属とはいっても仮りの状態であったわけである。

ついで明治十五年五月、本教大成教会は一派独立を認められて神道大成派、そして神道大成教と称することになり、十七年八月の太政官布達第十九号「神仏教導職ヲ廢シ住職任免教師ノ等級進退ノコトヲ各管長ニ委任スルノ件」、すなわち、官撰の神仏教導職廃止、以後各教派管長に従前の権限が委譲されることになり、平山が神道大成教の管長となった。『年譜』は次のように伝えている。

此年九月平山省齋殿大成教管長許可セラレ、小石川区原町ノ平山殿自宅ヲ以テ大成本部トシ、爾来拜命其外一切管長手切りニ取扱ハル⁽²⁷⁾

こうして心学は制度的に仮りの状態から離れて、正式に神道大成教附属心学講社となり、以後すべての面において大成教という枠内で活動することになるのであった。

四 大成教内における心学の立場と状況

大成教の指示指導ということとは、実際的には舎主および都講・老友（舎主を補佐して心学講舎を維持する役員で、石門心学における伝統的名称）の異動変更や教勢状況等に関する明細書の届出、教費上納などが主たる事柄であった。これらについて述べる前に、実際に大成教に参入した心学講舎について一瞥しておこう。つまり、関東心学の中心である参前舎の意向に呼応して、いったいどの地域の講舎が大成教となったのか、その数はどのくらいであったのか、という点である。この点については『年譜』に次のように明示している。

大成教附屬之舎号一覽

明治十八年乙酉十一月熊谷東洲ヨリ大成本部へ書キ出セシ写シ
但シ西京明倫舎ハ大成附屬トナラザルヲ以テコ、ニ乗セズ

東京下谷糠糠町

一 大成教心学参前舎

権少教正 熊谷東洲

東京南茅場町

一 同 白謙舎此年三月類焼シテ休舎

大講義 三谷勘左衛門

東京深川和倉町

一 同 開成舎

少講義 生形正吉

岐阜県下土岐郡多治見村

一 同 富田舎

西浦源三郎

同 各務郡芥見村二番地

一 同 万徳舎

少講義 龜山鶴三郎

静岡県下佐野郡掛川驛字瓦町

一 同 三省舎

少講義 平岩傳四郎

同 有渡郡静岡下石町

一 同 真明舎

少講義 秋山酒僊

大阪府東区長堀町一丁目

一 同 明誠舎

権少教正 岡本市郎兵衛

同 東区博労町四丁目六番

一同 有隣舎

少講義 徳崎安三

同 岐阜県下土岐郡妻木村

一同 会友舎

試補 熊谷石翁

同 群馬県下碓氷郡岩氷村

一同 会友舎

塚越順三郎

大阪府下堺

一同 訓導

大西善太郎⁽²⁸⁾

これによると明治十八年の時点で東京が三舎、静岡が二舎、岐阜が三舎、大阪が三舎（うち一舎は講舎名を記載せず）、群馬が一舎、計十二の当時活動していた心学講舎が大成教傘下となったようである。当時活動していた講舎（常陸小田の尽心舎、信州の時中舎など存在はしているが、祭典を墨守するのみで活動しているとはいえない講舎もあった）が、これ以外にどの程度存在していたのか、これを把握するのは現在では史料的にもきわめて困難なので知り得ないが、教勢衰退の状況からみておそらくそう多くない数舎の程度であったと想像される。ただここで注目すべきは、先に「京都側、特に明倫舎の同意を得るに至らず……」と引用したとおり、心学発祥の地で、かつては全国的心学講舎を統制し、その頂点にあった西京の明倫舎が大成教編入参加にはしなかったという事実である。

このことよって、心学講社（ここでいう講社は神道からみた場合の心学運動結社全体の意味で）とはいっても決して統一され一本化された組織ではなかったことが明瞭となる。心学内部では大成教への所属の是非をめぐって、かなりの争論があったに相違ないが、各地個々の講舎の事情あるいは舎主の思惑などによって判断し得ることが可能であったことは留意しておかねばならないであろう。同時に、参前舎を中心とする関東心学と明倫舎を中心とする関西

心学の確執という点が心学研究史上では語られるが、それはこのことからも看取できるのである。

次に、講舎全般に関する異動が生じた際の大成教本部への届出については、たとえば左のごとき参前舎の舎主交替の際にその例をみることができる。それは明治二十年五月、参前舎第八代舎主熊谷東洲が退隠する時と、長沼真茂留が第九代舎主に就任した時のものである。

御届

深川区和倉町三十七番地

中教正 熊谷東洲

右下谷区煉堀町六番地心学教場参前舎社長従来相勤来り候処追々老衰仕何分ニモ堪兼候間今般社中談示之上辞職仕候跡々事務取扱之義八万事社中一同連署ヲ以テ可奉申上候也

明治二十年五月五日

参前舎社長

大成本部管長

熊谷東洲印

平山省齋殿⁽²⁹⁾

御届

心学教場之義是迄熊谷東洲社長相勤来り候処追々老衰不堪其任ニ今般東洲退役致跡役之義ハ副社長長沼真茂留一切之事務取扱申候右社中一同協義之上決定仕候ニ付此段御届申上候也

明治二十年五月

副社長長沼真茂留印

社中 川尻義祐印

同 二葉正徳印

同 鈴木萬平印

大成本部管長

平山省齋殿⁽³⁰⁾

また、大成教本部の照会により報告提出している社寺明細帳の類によつて教勢状況をうかがい知ることができ。その一例として、明治二十八年七月提出の「教会所明細書」を掲げておく。

本年六月三十日ノ現在ニ依リ教会所明細書及職員變更表并ニ教師等取調候処別紙之通ニ御座候間此段及御届候也追テ当舎ニハ所謂教徒信徒ナルモノ無之依テ学校表欄内之備考ハ略叙ス

明治二十八年七月三十日

東京市下谷区二長町五十二番地

心学参前舎権少教正 早野元光

大成教事務取扱

大教正東宮千別殿

大教正村越鉄善殿⁽³¹⁾

教会所明細書

名称 大成教心学参前舎

所在地 東京府東京市下谷区二長町五十二番地第二号地

里数 参前舎ヨリ大成教々務庁ニ至ル巷里廿町強

敷地 八拾七坪五合 地所有主 小原勝五郎

建物 三棟三拾七坪七合五夕平家木造共有即チ共有金并ニ寄附ヲ以テ明治二十年十月再ヒ新築寄附人名八辻

惠練外五十名

官許

寛政三年不詳元租沢道二翁旧幕府ノ許可ヲ得テ下谷煉堀町江舩テ贊舎ヲ設立シ参前舎ト称ス門人ハ勿論公衆ヲ集メ教導ス而シテ連綿相統七代ノ主高橋好雪ノ時明治五年八月廿二日更ニ教部省ノ許可ヲ得引続キ教導ス同十二年五月大成教江属ス同二十年六月副社長長沼真茂留ノ時敷地所有主ノ都合ニテ地所返還ス依テ神田区東福田町壹番地へ転ス同二十四年十月教導ノ便ヲ計リ今ノ地ヲトシ新築ス

本紙各通ナリ

心学参前舎教師進退及現員

進退 現員

士族 平民 合計

男女 男女 男女

権大教正

一 一 一

権少教正

一 一 一

権少講義

二 二 二

合計

一 三 三 四 四

前期合計

一 三 三 四 四

増

ナシ

減

ナシ

心学参前舎主以下職員変更表

現任者

前任者

減 一人

備考 都講ハ舎主并ニ教師ヲ助ケテ布教ノ事ヲ計ル且ツ會計ノ事ヲ司ル老友ハ任亦都講ニ同シ

学校表

員数	授業師	職員	卒業生	現在生徒	備考
----	-----	----	-----	------	----

校名

參前舎	一人	二人	三人	六十五人	
-----	----	----	----	------	--

合計	一人	二人	三人	六十五人	
----	----	----	----	------	--

前期合計	一人	二人	三人	百二十人	
------	----	----	----	------	--

増

減

五十五人

備考

參前舎ハ門ニ入ルモノヲシテ各々靜座(儒ナル故ニ靜座ト云フ 釈ハ之ヲ座禪ト云フ)ヲ為シ工夫丹練ヲ凝シ固有ノ性即チ本心ヲ知ラシムヲ

以テ本トス(コレハ先師石田梅若ヨリ滴々相承今日ニ至ル)

故ニ學者ヲ呼シテ門人ト云フ所謂教徒信徒ト異ル寧ロ生徒ト呼ブヲ穩當ト思考ス依テ今師弟ノ人員ヲ此表ニ掲ク

參前舎ハ四門開通ニシテ來ル者拒マズ往ク者追ハズ故ニ去リテ亦來ル者アリ増齋ノ等差甚シキ所以也

參前舎ハ連月第一金曜日ヨリ三日間公衆ヲ集メ俗談平話ニテ忠孝ヲ本トシ修身齊家即チ人道ヲ説キ心ヲ開導スル

之ヲ心学道話ト名付ク(是レ亦先師ヨリ断々ニ修セラレシコト)然リ当今ハ聽衆ノ多キハ百人以上少キハ四十人内外衆寡常ニ定ラズ³²⁾

次に、附属の教会講社という立場上、大成教本部に対して教費を納入しなければならなかった。その例として、左の記録（明治二十三年以降）に示されているように、旧教導職の等級（任免権は管長にあり、一教派内での私称の等級）によって金額が異なっていた。逆にいえば、附属諸教会の人々の等級任命料が大成教維持の一部を成していたという点でもあろう。ただ、実際に心学がどの程度納めていたのかについては記録がないので定かではない。

大成教々費之事

明治廿三年後半季ヨリ改ル

壹ケ年

但シ旧ハ

正権	大教正	金五円	教正	一円
同	中教正	金三円	講義	六十銭
同	少教正	金一円五拾銭	訓導・試補	五拾銭
同	大講義	金一円		
同	中講義	金八拾銭		
同	少講義	金六拾銭		
同	訓導	金五拾銭		
同	試補	金四拾銭		

廿八年後半季ヨリ更ニ改マル即左ニ

正権大教正 壹ケ年 金三円 同 中講義 同 金七拾銭

同	中教正	同	金貳円	正権少講義	壹ケ年	金六十銭	
同	少教正	同	金一円	同	訓導	同	金五十銭
同	大講義	同	金八拾銭	教導職試補		金四十銭 ⁽³³⁾	

また、明治二十七年日清戦争の軍費献金として、額はわからないが大成教本部を通じて献金したと『年譜』は伝えている。⁽³⁴⁾

そして、明治三十一年になると各教会講社の規約を差出すことになり、参前舎も大成教附属講社としての規約を作成した。これは今まで紹介されたことがないので、左に掲げておきたい。

大成教心学参前舎規約

緒言

心学ハ心ノ学ビニシテ人々固有ノ本心ヲ知ラシムルノ教ナリ又タ道話ト称シテ仁義忠孝ノ道ヲ婦女童蒙ニ至ルマテ聴得易キヲ主トシテ俗談平話ヲ以テ講説ス

抑心学ノ起原ハ享保年中丹波国桑田郡ノ人石田梅巖師肇テ開クトコロノモノニテ山城国京都新町通ニ教場ヲ置ク号シテ明倫舎ト云フ即チ心学ノ始祖ナリ梅巖師ノ門人手嶋堵庵子二世ヲ襲テ以来子孫連綿トシテ今尚存ス又タ我が参前舎ハ堵庵子ノ門人中沢道ニ子寛政年中武蔵国東京(当時江戸ト称ス)ニ来リ旧幕府ノ官准ヲ得テ教場ヲ開キ心学参前舎ト号ス爾来門人数代連綿相統明治ノ大御世トナリ更ニ大政府(教部省)ノ許可(明治五年八月)ヲ得テ斯教ヲ継統シ尚明治十二年ヨリ大成教(当時本教大成教会)ニ従属シ心学道話ヲ以テ専ラ敬神尊皇愛国ノ大旨ヲ門人に説明ス

第一条 名称ヲ大成教心学参前舎ト号シ東京市下谷区ニ長町五十二番地に置ク

第二条 本舎（大成教心学参前舎）、大成教々規教令ヲ遵守シ天神地祇ヲ崇奉シ賢所及御歴代皇靈ヲ遙拝シ以テ神徳皇恩ニ報酬ス

第三条 本舎ハ平素石田梅巖師手嶋堵庵子中澤道ニ子等ノ神靈ヲ教場に祭祀シ毎年二月九日堵庵祭六月十一日道ニ祭九月二十四日梅巖祭ノ三度慰靈祭ヲ執行ス
但シ祭典等ノ儀式ハ都テ大成教所定ノ式ニ依ルモノトス

第四条 本舎ニ左ノ職員ヲ置ク

一 教長 壹名

一 舎主 壹名（教長之ヲ兼スルモ妨ナシ）

一 講師 無定員

一 都講 無定員

第五条 教長ハ前教長ニ從学シ道統相伝ノ教師ニシテ学識徳望顯著ナル者ヲ推挙シ都講以上連署上申管長ノ承認ヲ請モノトス

第六条 教長ハ大成教々規教令ニ依リ専ラ心学修行及説教道話等ノ教務ヲ担当シ管長ニ対シ其責ニ任ス

第七条 舎主ハ教師中特ニ教義ニ通曉シ本舎ニ功勞アル者ヲ以テ教長之ニ推挙ス

第八条 舎主ハ教長ヲ補佐シ専ラ諸般ノ事務ヲ担当シ上下ニ対シ其責ニ任ス、但教長事故アルトキハ其代理タルコトヲ得

第九条 講師ハ教師中適任者ト認ムル者ニ教長之ヲ命ス

第十条 講師ハ教長或ハ其代理者ノ指揮ヲ受ケ説教道話及祭典等ノ教務ヲ分担ス

第十一条 都講ハ温厚篤実清廉潔白ニシテ慈善ノ志深キ者ヲ推挙シ現任都講ノ協賛ヲ得テ教長及舎主ヨリ之ヲ委嘱ス

第十二条 都講ハ各自応分ノ醵金ヲ為シ本舎諸般ノ費用ニ充テ専ラ布教ノ便宜ヲ議リ一切ノ會計出納ヲ担当シ傍ラ舎主ニ議リ諸般ノ事務ヲ分担ス

第十三条 連月三日間(第一金曜日ヨリ日曜日ニ至) 講師出席シ本舎ニ於テ説教及道話ヲ執行シテ普ク衆庶ニ聴カシム

第十四条 静座修行ハ予メ日ヲ定メサルモ門人ノ請ニ応シ或ハ七日或ハ十日卜期日ヲ定メ其修行ヲ執行スルモノ

トス、但シ修行中ノ講義ハ本心省察ノ助トナルモノハ総テ修行人ノ乞ニ応シテ講ス

第十五条 前頭ノ条々ヲ以テ本舎ノ規約ト為スト雖モ實際差支ヲ生スルトキハ職員協議ノ上更ニ管長ノ認可ヲ得テ変更スルコトアルベシ

右⁽³⁵⁾

この当時の実態の詳細は把握しがたいが、この条文にしたがつて活動していたとすれば、江戸中期より継続してきた心学講舎本来のあり方と異なる点は、特に第三条の年間行事としての各祭典等における大成教所定の形式（心学講舎における祭典形式は伝統的に儒式）をもつてしたという点であろう。

最後に、ではいつたい明治五年以後、心学関係の教導職は人数的にどのくらいであったのか。幸いに、この点については『年譜』中に明治五年から三十年前後頃までの「教導職拝命一覧」が存する。人数的には約九十名弱と決して多くはないが、それよりも、これは当時活動していた講舎と講舎にかかわった人物達、ひいては活動の規模やその地域など、いわゆる明治心学の教勢等について、ある程度把握することができる意味において貴重な史料である。もちろん、これも今まで紹介されたことはない。よつて附録史料として末尾に掲げておくことにする。

なお、その後の心学について附言すれば、明治十七年以降しだいに廃舎数も増えて活動する講舎も減少してゆくが、制約と受けず心学本来の姿に戻すべきという声もあつて、明治三十八年三月に大阪の明誠舎、ついで東京参前舎が大正十年十二月十五日に認可を得て社団法人となり、大成教傘下を離れて独立し、旧に復したのである。

おわりに

以上、明治初年の宗教行政の流れと対比させながら心学講舎（社）の置かれた立場の推移をみてきた。これを整理し再述すると、

まず最初は明治五年八月になって教部省の直接取り扱うところとなり、

翌六年三月には神宮教会に附属し、しばらくして教部省下の大教院に属し、

八年の大教院崩壊後は教部省、とはいつても実際には神道事務局の管掌を受け、

十年教部省がなくなるとこれを引き継いだ内務省社寺局へと所管が移り、

十二年に本教大成教会に附属するが未だ名儀上のことで実際の所管は社寺局にあり、

十七年九月になって大成教が心学を完全に所管することになったのである。

このように心学講舎（社）を所管する状況が変わること七回、それも明治五年から十七年にかけての、わずか十二年間にある。明治五年の出発時点において神道系講社として認識されたが故のことであるが、それにしてもきわめて数多いと言わねばならない。まさに明治初年の宗教行政が朝令暮改であつたことを証明する事例研究のような結果になつてしまつたが、心学の方からみれば、この宗教行政（神祇行政）の嵐に巻きこまれ翻弄されたことは、心学本来の立場からみてもきわめて不幸であり悲劇であつたと言わねばならないだろう。

すなわち、思想や宗教の系譜の面で見れば儒教は教育に関係するとして文部省、神道・仏教は教法（宗教）関係と

して教部省へと、三教を分離分断した出発点においてすでに問題があったのである。何故なら、石門心学は本質的に神祇崇敬の念を根底に有しながらも心学修行の面では仏教、特に坐禪工夫を重視し、この參禪并道を通してはじめて一人前の心学者となるのであり、同時に、社会に対しては儒教的な日常現実の倫理道德の心得を道話等を通じて注入するという、三教を包含したものであつて、宗教的要素を色濃く有しながらも宗教ではないのである。極論すれば、心学は内に向つてはきわめて宗教的でありつつ、外に対しては道德運動的である。だからこそ近世においての心学は心学者個人から滲み出る感化力によつて真正の社会教化運動たり得たのであつて、宗教と道德教育とが混在し一体となつていたのが心学本来の実相であり、それでこそ意味があるのである。

もちろん、心学講者(社)を所管した変遷は検討してきたごとく、なかば強制的であつたとさえ言えようし、そこには心学の生き残りのための選択判断、あるいは思惑もあつたことであろう。本稿はあくまで宗教行政下における心学講舎(社)の推移のみを明確にする点に主眼を置いたので、心学側の内部的動向や対立、そして判断選択、さらには神道系諸講社の一つとして、あるいは大成教に附属したことなどがはたして妥当であつたのか否か、という評価についても極力これを避けた。しかし、いずれか一つに附属すれば何らかの制約を受けざるを得ないのは必至であり、そのような実態はもはや心学と言えるのか疑問でさえある。

したがつて、次には明治期に心学が時勢の要求によつて実際にどのような道話説教を通して活動していったかという内容面が問われなくてはならないだろう。これについては別の機会に譲るが、少なくとも制度的変遷という外的側面において、そのいづれか一つでも分断され、一方(一法)に偏せざるを得ない箇所に着いたというかぎりにおいて、心学は心学の本質から離れざるを得なかつたと言わなければならない。

- (1) 石川謙『石門心学史の研究』(岩波書店 昭和一三年) 八二一頁。
- (2) 『參前舎年譜』は明治二十八年頃、当時の參前舎の中心的存在であった川尻宝岑によって書かれたものとされ、參前舎所蔵。内容体裁は年譜形式の記述で全五三丁、明治期の心学の動向をうかがう唯一といつてよい史料である。
- (3) 同右、一六丁。
- (4)(5) 同右、一七丁。
- (6) これも川尻宝岑の手になるもので明治二十八年発行。參前舎所蔵。内容は「高橋好雪先生事蹟略」、南茅場町にあった心学自謙舎第二代の「菊池冬齋先生事蹟略」、同じく自謙舎第四代の「三谷謙翁先生事蹟」をもつて石門三師の題名とされている。和装糸綴全二八丁。
- (7) 同右、一〇丁—一二丁。
- (8) 『年譜』四二丁。
- (9) 同右、一九丁。
- (10)(11) 註(4)に同じ。
- (12) 『石門三師事蹟略』一二二丁。
- (13) 川尻宝岑の経歴を記したものに「川尻先生事蹟(明治四四年 和装 糸綴 墨筆 本文一八丁 參前舎所蔵)がある。これを翻刻したものが『心学忠孝道話』(大正元年 光融館)の附録に所載(一九七頁—二二一頁)されている。なお、川尻については第十代參前舎舎主と記する諸書が多いが、川尻は実際には舎主にはなっていない。正式には心学參前舎の教師職の立場なのである。これは川尻が明治心学を荷ない、舎主的なきわめて重要な役割りを果たした功績が大なる人物であったが故に、没後第十一代舎主早野元光(實際は第十代)はじめ、參前舎として川尻を第十代舎主と規定したことによるものである。
- (14) 『石門三師事蹟略』一四丁。
- (15) 原本は「神官司庁公文類纂」教導篇に所収するが筆者未見のため、引用に際しては阪本健一『明治神道史の研究』(国書刊行会 昭和五八年)中より転用した。同書二二二頁。

(16) 同右、二二三頁—二二三頁。

(17) この講社という名称は、あきらかに神道的立場から与えられたもので、本来、心学では講社なる表現は用いない。また、この講社の用語も単一の心学講舎を指すのではなく、各心学講舎が集合し、心学活動としてある程度まとまった組織体という結社的意味で使用されているようであるが、実際に各講舎がある程度まとまっていたかについては、きわめて疑問である。

(18) 『明治維新神道百年史』（神道文化会 昭和四三年）第四卷 一一頁。

(19) 『神教組織物語』中之巻 大倉精神文化研究所蔵本（転写本）によった。

(20) 註（15）の前掲書 二一六頁。

(21) 『石門三師事蹟略』 一六丁。

(22) 註（9）に同じ。

(23) この点についての詳細は別に原稿を用意しなければならないが、神儒仏さらに江戸期の俗書（その一例として『和論語』などをあげることができる）など、必要と思われるものを縦横無尽に活用して説く方法などの点において類似性が認められるということだけは指摘することができる。

(24) 小森嘉一「心学に関する文献」（『心学』第五卷所収 雄山閣 昭和一七年） 五五頁。

(25) 『年譜』 一八丁。

(26) 同右。

(27) 註（9）に同じ。

(28) 『年譜』 二四丁。

(29) 同右、二五丁。

(30) 同右、二六丁。

(31) 平山没後、大成教の後継者は磯部最信（明治二三年—同二七年）、中山信徴（同二八年—同二八年）と変わるが、この明細書提出は丁度磯部から中山までの間、事務取扱をしていた大成教傘下の禊教会の東宮千別（禊教社）と村越鉄善（身禊社）宛である。なお、禊教は分立がはげしく、東宮・村越らは独立することなく大成教内で教えを伝えたグループであ

り、今日の禊教（源流は坂田鉄安の惟神教会禊社）とは別系統である。

(32) 『年譜』 四三丁—四五丁。

(33) 同右、三四丁。

(34) 同右、四二丁。

(35) 同右、四九丁—五一丁。

附、史料「心学社中教導職拜命一覽」 (『年譜』一九丁—二三丁)

一 明治五年壬申 五月五日 權訓導 參前舎七世 高橋好雪

同 八月廿二日 權中講義 明治九年 卒

明治六年癸酉 七月四日 權大講義

一 明治五年壬申 八月廿二日 訓導 深川和倉町三十六番地平民

明治六年癸酉 二月八日 少講義 參前舎八世 熊谷東洲

同 七月四日 權中講義 明治廿三年 卒

同 十三年庚辰 十月廿七日 權大講義

同 十七年甲申 二月廿六日 大講義

后二權少教正 又 中教正

別ニ明治九年丙子十月廿六日神道事務局ヨリ心学社長ヲ命ゼラル

一 明治五年壬申 九月廿五日 十四級試補 日本橋区通油町十四番地平民

同 六年癸酉 二月八日 訓導 川尻義祐

同 年 七月四日 權少講義

内務省社寺局ヨリ

同 十三年庚辰 十二月廿三日 權中講義

大成ヨリ

同	十七年甲申	十月十四日	中講義	
同	十八年乙酉	二月二日	大講義	
同	年	五月廿九日	權少教正	
同	十九年丙戌	十一月十五日	權中教正	
同	二十年丁亥	十二月四日	中教正	
同	二十五年壬辰	八月廿七日	權大教正	
同	三十一年戊戌	四月十四日	大教正	
—	明治五年壬申	九月廿五日	十四級試補	麴区九段富士見町一丁目廿二番地平民 白謙舎主 三谷勘左衛門
同	六年癸酉	二月十二日	訓導	明治十九年 卒
同	十三年庚辰	十二月廿三日	少講義	
—	明治五年八月廿七日	后二權大講義	又 大講義	神田区永富町十番地 黒川常德
同	六年七月四日	訓導	少講義	卒
—		同	訓導	大西善太郎
—		同	同	小西清三郎
—		同	同	龜山霧三郎
			后二少講義	
—	明治九年四月十九日	試補	訓導	深川和倉 生形正吉
同	十四年十月廿五日	后二少講義	卒	
—	明治九年四月十九日	后二訓導	試補	同 大嶋町
			后二訓導	大隅文吉

少講義 同 和倉 北角善八 明治三十一年二月卒

訓導 同 給前伊右衛門

同 深川 国松小三郎

同 太田市郎次

試補 馬場 風

南茅場町四十二番地

訓導 自謙舎主 菊池冬齋 明治六年 卒

同 市ヶ谷合羽坂ノ上

同 盃簀舎主 太田真齋 卒

同 浅草森田町寓

同 千谷皓一 明治十二年卒

同 自謙舎三世 山野辺玄快

同 明治八年二月十七日 權少講義 神田永富町 黒川新之助

同 明治六年二月十二日 訓導 神田鍛冶町一丁目七番地清次郎母 内山田轟女 卒

同 明治六年二月五日 十三級試補 音羽町七丁目十七番地主 奥田米山 明治八年一月卒

同 明治六年三月廿二日 十四級試補 静岡県下佐野郡遠洲株川 西山口村 字成瀧 平岩傳四郎

同 明治十五年七月二日 試補 后二少講義 遠洲 掛川 阿部退三

同 同六年七月十二日 試補 浜松県下佐野郡遠洲各地村 萩田美之次

同 明治十六年五月 試補 静岡県静岡石町三丁目 秋山酒徳

后二少講義

職名不分

静岡 佐久間叟翁

同	明治十七年五月	試補	伊藤樂山
同			西浦五十九老
同			西浦円治
同			西浦源三郎
同			加藤正兵衛
同			富田次郎兵衛
同			岐阜県下美濃国土岐郡妻木村平民 熊谷石翁
同			同 熊谷治助
同			水野又兵衛
同			山村宇兵衛
同	明治十七年五月	同	群馬県下上野国碓井郡岩氷村 塚越繁二郎
同		十四級同	
同		十三級同	同 塚越一郎
同		十四級同	同 塚越長太郎
同		同	同 塚越順藏
同		権大講義	西京御幸町三条下ル 上河嘉右衛門 明治二十六年卒
同	明治六年五月三日	中講義	西京五条通り東ノ洞院東へ入ル 柴田遊翁 卒
同	明治六年八月二十日	十四級試補	西京千本二条三十四番御用邸 京都府士族 上田真幹
同	十一月辭職又		
同	九月三日	同	西京下京魚棚通り高倉東へ入ル町五十五番地 青山藤吉
同	八月二十日	同	西京上京小川通り御池上ル町三百九十八番地 西田甚兵衛
同	明治六年八月二十日	同	西京上京榎木町通り西洞院西へ入ル三百六十九番 中井省仙
同	四月五日	少講義	西京松原通り寺町東へ入ル 寺西利八
同	八月二十日	十三級試補	同 室町通り竹屋町下ル三十六番地 京都府士族 重直清

同	同	十四級同	同	洛北出谷村 士族 河合昌信
同	十月三十日	少講義	大阪東大組東雲町三丁目 河合長左衛門	卒
同	同十三年十一月九日	訓導	同 阿波座阿波橋町 益井平兵衛	
同	明治五年九月	訓導	同 博勞町通一丁目 岡本市郎兵衛	
同	明治六年十月三十日	少講義		
同	明治十七年二月廿四日	大講義		
同	后二權少教正			
同	明治六年二月八日	少講義	同 堺筋八幡筋南入 徳崎安三	
同	同	十四級試補	同 京町堀三丁目 平沢傳五郎	
同	同	同	同 安治川九条村 根來準平	
同	同	同	同 江戸堀一丁目 山永吉兵衛	
同	同	同	同 新町通り三丁目 松原久七	
同	同	同	同 今橋通り二丁目 秋田耕造	
同	明治六年二月八日	十四級試補	大坂淡路町四丁目 中村正兵衛	
同	同	訓導	同 平野町四丁目 赤松弥七	
同	同	十四級試補	同 西大組朝北通り一丁目 長沢左伸	
同	同	同	同 淡路町四丁目 中村新七	
同	同年三月	同	西大組北堀江町一丁目 森田万次郎	
同	明治六年二月八日	少講義	大分県下豊後国竹田村 士族 宗 六翁	
同	同	訓導	同 平村 士族 阿南與平次	

同	權訓導	同	竹田村 士族 淵野桂備
同	同	同	竹田村 士族 上田安周
同	十四級試補	同	竹田村 士族 後藤友三郎
同	訓導	同	前揚町 士族 阿部六郎
同	十三級 試補	同	直入郡下木村 平民 佐藤龍二
同	十四級 試補	同	大分郡府内町 平民 桑原平七
同	同	同	滋賀県下近江国高嶋郡伊黒村 重見豊之助
同	同	同	敦賀県越前国今立郡鯖江東小路二番地 士族 田部井五明 田部井常吉ノ父ニテ隠居也
同	少講義	同	広島県安芸国第一大通鷹匠町千六百七十六番屋敷 士族 賀屋忠怒
同	訓導	同	第一大区九小区竹屋村七百九十四番屋敷 士族 矢口八右衛門
同	同	同	第一大区三小区橋本町千二百十一番屋敷 平民 一力代又右衛門
同	同	同	第一大区十小区基屋町二百十六番屋敷 平民 坂田万味
同	十四級試補	同	第一大区五小区六町目村 卒 宮本亥三二
同	同	同	第一大区七小区堺町二丁目 平民 平川重三郎
同	同	同	第一大区一番一小区南町二丁目七百九十二番屋敷 卒 中村辰夫
同	權訓導	同	石川県加州金沢泉寺町四番組六十五番屋敷 士族 加藤庄平
同	大講義	同	參前舎九世 士族 長沼真茂留
同	職名不分	同	神田佐久間町一丁目廿二番地后近辺へ移転又 二葉幸右衛門 明治

二十

八年 卒

日本橋区長浜町二丁目三番地 鈴木方平 父ヲ善吉ト云

千葉県 養老秀吉

伊豆山定吉

神奈川県相模国足柄下郡小田原緑町四丁目二十四番地

士族 参前舎十世 早野元光

一 同

一 明治二十二年己丑六月四日

一 明治二十二年己丑六月四日

明治二十二年己丑六月四日

権少教正

明治二十五年壬辰八月廿七日

明治三十年丁酉十月十九日

明治三十三年五月十二日

少教正

権中教正